

## 新潟市サミット開催推進本部設置要綱

## (設 置)

第1条 2016年に本市で開催されるサミット農業大臣会合（以下「農業大臣会合」という）の円滑な実施を図るため、新潟市にサミット開催推進本部（以下「本部」という）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 本部は、農業大臣会合に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総務・広報に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 機運醸成・魅力発信に関すること。
- (4) 環境整備に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

## (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は地域・魅力創造部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときはその職務を代理する。

## (会 議)

第5条 本部の会議は本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

## (ワーキングチーム)

第6条 第2条に掲げる具体的事項について協議し、検討するため本部にワーキングチームを置くものとする。

- 2 ワーキングチームについては、別表第2に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

## (庶 務)

第7条 本部の庶務は、地域・魅力創造部2016年サミット推進課で処理する。

## (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

## (施行日)

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

地域・魅力創造部長	経済部長
2016年サミット推進担当部長	農林水産部長
危機管理監	都市政策部長
文化スポーツ部長	土木部長
観光・国際交流部長	中央区長
保健衛生部長	消防局長

別表第2 (第6条関係)

地域・魅力創造部 東京事務所副所長	農林水産部 農業特区・農村都市交流課長
地域・魅力創造部 広報課長	農林水産部 農村整備課長
市民生活部 市民生活課長	農林水産部 食育・花育センター所長
危機管理防災局 防災課長	農林水産部 水産林務課長
危機管理防災局 危機対策課長	都市政策部 港湾課長
文化スポーツ部 文化政策課長	都市政策部 空港課長
文化スポーツ部 歴史文化課長	土木部 土木総務課長
観光・国際交流部 国際課長	土木部 道路計画課長
観光・国際交流部 観光政策課長	土木部 公園水辺課長
観光・国際交流部 副参事	下水道部 下水道計画課長
((公財)新潟観光コンベンション協会事務局長)	総務部 総務課長
保健衛生部 保健所保健管理課長	総務部 人事課長
保健衛生部 保健所食の安全推進課長	中央区総務課長
保健衛生部 保健所環境衛生課長	消防局警防課長
経済部 産業政策課長	消防局救急課長
経済部 ニューフードバレー推進課長	教育委員会事務局 保健給食課長
経済部 商業振興課長	教育委員会事務局 学校支援課長
経済部 企業立地課長	水道局 計画整備課長
農林水産部 農業政策課長	市民病院管理課長
農林水産部 食と花の推進課長	